

「多様性」と「共創」を核としたまちづくり

－スポーツとアーツの関係性を視点に－

中嶋 大輔¹・松野 光範²・横山 勝彦³

あらまし

本小論は、今後のまちづくりのポイントとなると考えられる、多様性と共創を核としたまちづくりについて、スポーツとアーツの関係性に着眼し論じるものである。

これまで、わが国のまちづくり政策は、「まちづくり3法⁴」にみられるような中心市街地のにぎわい回復や大型店の周辺環境への適応、あるいは都市計画による大型店等の適正配置といったハード主体の整備型と、公害問題や環境保全にみられる住民の要求や改善活動といった、生活現場からの運動を契機に誕生した「まちづくり協議会」方式による首長への提案型等として展開されてきた。今日において、まちづくりは、阪神淡路大震災を引き金にNPO法が制定され、自然環境、福祉、文化、スポーツといった社会・経済領域をも含め、異種の活動の連携や多様な地域を包摂し、取り組まれている。

このスポーツを活用する施策としては、文部科学省による「総合型地域スポーツクラブ」事業がある。そこでは、事業が地域コミュニティにもたらす効果として、健康のみならず、地域の教育力の向上、親子や家族・世代間の交流、高齢者の生きがいづくり、住民の積極的な社会参加等が挙げられている。そして、それにより、沈滞しがちな地域社会の活動に新たな方向を示すものとして、総合型地域スポーツクラブが全

国各地で展開されている。

そこで、本小論では、住民と市の密接な協働により展開されている総合型地域スポーツクラブの事例として、大分市の「川添なのはなクラブ」を取り上げ、クラブでの活動におけるスポーツとアーツが有する相互潜在的機能によって、まちづくりに関わる諸アクターに好循環をもたらしていることを報告する。

本小論から導き出される、一見すると異分野と捉えられがちなスポーツやアーツあるいは農業といった融合は、大分市川添地区における地域文化の融合として捉えなおすことができ、このようなコンテンツの「多様性」と、これを担保する多彩な人材によるボトムアップ型の意思決定によって生み出される「共創」という視点は、地域における生活文化の一つひとつを橋渡ししネットワークを形成するという点において、今後のまちづくり施策にとっての一つの重要な方向性になると考えられるのである。

1. はじめに

真に成熟したまちづくりには、育ったまち・住んでいるまちを愛し、誇りに思うまちの主役である人づくりが重要であり、これらは、地域の歴史や文化を背景として培われるものであり、これからの地域づくりや国づくりの大きな

¹ 京都外国語大学、同志社大学大学院総合政策科学研究科後期課程

² 同志社大学ライフリスク研究センター

³ 同志社大学スポーツ健康科学部

⁴ 都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律。

潮流になる⁵と指摘される。

わが国のまちづくり政策は、「まちづくり3法⁶」にみられるような中心市街地のにぎわい回復や大型店の周辺環境への適応、また都市計画による大型店等の適正配置、あるいはメガスポーツ・イベント開催を契機とするようなインフラ整備や企業誘致等のハード主体の整備事業型と、公害問題や環境保全にみられる住民の要求や改善活動といった、生活現場からの運動を契機に誕生した「まちづくり協議会」方式による首長への提案型等として展開されてきた。そして、今日においては、阪神淡路大震災時にボランティア活動が注目を集めたことが引き金になりNPO法が制定され、自然環境、福祉、文化、スポーツといった社会・経済領域をも含め、異種の活動の連携や多様な地域を包摂し、このような団体もまちづくりに取り組んでいる。

そこで、本小論では、スポーツとアートの関係性を視点に、総合型地域スポーツクラブの成功事例として大分県「川添なのはなクラブ」を取り上げ、その活動を分析し、「多様性」と「共創」を核とした望ましいまちづくりの望ましい姿について考察する。

2. まちづくりの概観

本章においては、これまでのまちづくり政策について概観する。最初にまちづくり3法を中心に関連施策について検討し、その後のまちづくり3法の改正とまちづくりへの取り組み、まちづくりにおける新たな動向について検討を行う。

2.1 まちづくり関連法

わが国の中心市街地においては、近年、人口

や事業所数、商業販売額が減少し、空き店舗が増加しシャッター商店街と称される等、衰退の傾向が顕著⁷となっている。その理由は、車社会化、公共公益施設や大型商業施設の郊外への立地、消費生活の変化等が、相互に関連を持ちつつ進んだことにある⁸とされている。こうしたことから、地域の実情を反映したまちづくり⁹が希求され、1998年には、「中心市街地活性化法」、「大店立地法」、「都市計画法」という、いわゆるまちづくり3法が制定された。

「中心市街地活性化法」は、それまで個々の活性化策がばらばらに実施され、しかもハード面の整備に偏っていると指摘されていたことから、道路の整備といった市街地の環境整備（ハード面）と空き店舗対策といった商業振興（ソフト面）とを、関係省庁・地方自治体・民間事業者等が連携して一体的に推進することを目的として制定された。具体的には、市街地の整備は市町村が行い、商業振興は民間のまちづくり組織が中心になって進めることが望ましいと明記されている。

大店立地法は、1973年に制定され、大型店の店舗面積や閉店時間等の規制をしていた大店法の廃止と同時に施行された。大型店の出店や増設を行おうとする事業者に対し、周辺地域の環境保全のため、駐車場の整備や騒音・廃棄物の抑制、あるいは周辺環境への配慮を求めるものである。しかしながら、この規制緩和は、環境にさえ配慮すれば大型店の出店は原則自由ということになり、海外の大規模流通業者の進出を促し国内業者との競争も激化させた。つまりは、矢作（2005）¹⁰が挙げるアメリカの事例¹¹のように、この法律は、大規模小売店舗が地域のコミュニティ機能を阻害し、規制緩和の象徴ともいべきものであったと指摘できる。

都市計画法は、地域の実情に応じた柔軟な都

⁵ 文部科学省生涯学習局、文化庁文化部、文化庁文化財部「地域プライド創発による地域づくりのあり方に関する調査～地域固有の歴史的精神文化を軸とした地域プライドの創発～」平成18年3月。

⁶ 都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律。

⁷ 国土交通省社会資本整備審議会答申「新しい時代に対応した都市計画はいかにあるべきか。（第一次答申）」2006年2月、20～21、23、27～29ページ。

（http://www.mlit.go.jp/singikai/infra/toushin/toushin_04.html）

⁸ 同上、5～8、13～18、32ページ。

⁹ 国土交通省においては、都市のインフラ整備等のハード面と生活環境改善や商業振興等のソフト面を併せた取り組みの意。

¹⁰ 矢作弘『大型店とまちづくり—規制進むアメリカ、模索する日本—』岩波新書、2005年、112～123ページ。

¹¹ 2004年にロサンゼルス市議会がスーパーストアの新規出店に対し「経済影響調査」費用を負担させ、調査はコンサルティング会社などの第三者機関に実施させる法案を圧倒的多数で議決、これによりアメリカにおける大規模小売店舗が、地域のコミュニティ機能を阻害しているとして、さまざまな都市では新規出店の規制が強化されている。

市づくりを目的として改正された。そこでは、地域の将来像に合った土地利用のため、市町村が独自に様々な用途の地域を定めることを可能とし、商業施設の立地調整を含む土地利用規制（ゾーニング）の推進が目指されているものの、大型店の立地調整といった面ではほとんど機能していない¹²ことが指摘されている。

このような法整備がなされたものの、その後も中心市街地の空洞化には歯止めがかからず、特に中心市街地活性化法に基づく活性化策の実効性が薄い点、都市計画法による大型店の立地調整機能が弱い点、大型店が従わない場合の罰則規定がない点等、まちづくり3法自体の不備も問題とされている。町の基本計画との整合性や「経済影響調査¹³」といった客観的な指標を構築していなかったために、大店側のゴリ押し、既存商店街側の既得権益の死守という、感情的・感情的な議論に終始し建設的な議論につながっていないというのが、そこでの実情であったと考えられる。

この他、「まちづくり交付金」制度が2004年に創設されている。この制度は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を試みるものであった。具体的には、市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付することにより、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能になるとされている¹⁴が、地域によっては、これを道路や施設整備の財源として活用した面は否めず、その意味ではハード主体のまちづくりから大きく変わることはなかったといえるのである。

このような経緯から、いわゆるまちづくり3法の改正案が2006年5月に成立した。これは

都市の中心市街地の衰退防止を狙ったもので、コンパクトシティを目指す都市プランへの政策誘導とみることもできる。

2.2 コンパクトシティ

たとえば、仙台市¹⁵は、自然と都市との調和、資源・エネルギーの利用効率が良い持続的な発展が可能な都市づくりと、バリアが無く地域のコミュニティが生き生きとし、多くの市民が集い様々な交流が生まれる、魅力あるまちづくりのためのコンパクトシティの形成を宣言している。これは、国土交通省東北整備局の「コンパクトシティの推進」¹⁶（2003年2月）に呼応するものであり、そこでは、郊外への都市的土地利用拡大の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市、つまりコンパクトシティを推進するとともに、これらを相互に連携させた社会資本整備を進めることが具体化されている。

また、柳内（2010）¹⁷は、まちづくり3法改正に関わる中心市街地活性化基本計画の認定都市第1号になった富山市において、毎年8月に実施される通行量調査によると、いまだに目標に達成しておらず、街なかの賑わい回復や老人マンションの建設による街なか居住政策が続けられているが、大規模商業施設やロードサイド店舗が立地する郊外居住が依然優位な状況にあることを報告している。そして、都心部の魅力回復のためには、郊外立地の公共施設や学校等の都心回帰も不可欠で、中長期的に郊外開発を抑制し都心部への投資誘導が必要であると主張する。

このようなコンパクトシティへの政策転換について、海道（2001）は、英国のように、持続可能な発展を国家戦略として位置づけていることと比較することにより、コンパクトシティの多様な狙いを表1¹⁸のように整理をし、日本政府における戦略の位置づけの弱さを指摘する。

¹² 荒木俊之「『まちづくり』3法成立後のまちづくりの展開」『経済地理学年報』第51巻、2005年、78～82ページ。

¹³ 経済波及効果および外部効果として発現する便益について産業連関分析および仮想市場評価法を用いて定量的に調査・分析を行うこと。

¹⁴ 国土交通省「社会資本整備総合交付金の基幹事業（市街地整備分野）「都市再生整備計画事業」「まちづくり交付金の概要」2010年。

¹⁵ 仙台市が目指す都市づくりの考え方（2011年8月31日参照）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/ewline/pdf/houshin04.pdf>

¹⁶ 国土交通省東北整備局の「コンパクトシティの推進」

http://www.thr.mlit.go.jp/syourai/pdf/03_02_06.pdf

¹⁷ 柳内久俊「コンパクトシティの創造～金沢市、富山市の挑戦」日経研月報、21010年8月。

¹⁸ 海道清信「コンパクトシティ～持続可能な社会の都市像を求めて」学芸出版社、2001年、223～225ページ。

表1 コンパクトシティの多様な狙い

目的	内容
①財政的に破綻しつつある公共投資の効率性	市街地の密度を高くし、集約的な都市の形により、建設費と維持費を低減させる。
②急速に進む高齢化社会への対応	歩いて生活サービスが受けられ、公共交通成立可能性を高める。
③市民主体のまちづくり・住民参加の促進	まとまりのある生活居住圏へ再編し、コミュニティ意識を高め、計画作成や実施を通じ住民参加を高める。
④空洞化の進む中心街の活性化	TMOや都市整備事業による活性化による住宅供給、街けるまちづくりなどにより中心街に活力を呼び戻す。
⑤地球環境問題に対応するための省エネルギー環境共生	密度を高くし省エネ効果を高め、都市の外延化を抑え自然や農地の保全を図る。
⑥全国レベルでの人口減少への対応	既存市街地に開発を集中し都市の活力を維持する。 人口減少著しい大都市での都市構造の転換。

※ TMO = Town Management Organization
出所：海道（2001）pp.224-225. を筆者が改変

その一方で、わが国では、新たな公共事業によりコンパクトな市街地を形成しようとする傾向が強く、それは地上げの後始末や市街地再開発の業者を助けるだけであり、中心市街地の問題は当事者の自助努力の問題であり市場にまかせればよいとする考え方や、投資が中心市街地に集中し、それ以外の地区は切り捨てにつながるという批判や、既にショッピングセンターや住宅団地が郊外化しており、コンパクトシティは幻想に過ぎない¹⁹という意見もある。

以上、まちづくり3法の改正およびコンパクトシティの概念について概観してきたが、ここではコミュニティの持つ機能が注目されてはきたものの、これまでのハード中心のまちづくり政策の本質が大きく変わったわけではないことが示唆されている。つまり、現在のまちづくりの問題は、中村（2006）が日本における現代の都市づくりについて述べるところの、「われわれは、どうやら大きな勘違いをしてきたかもしれない。モノはあふれるほどつくってきたが、都市はつくってこなかったのではないか。立派な道も橋もつくった。美しい建築も建てたが、

果たして、都市を築いてきたのか²⁰という見解に象徴されるのである。

2.3 まちづくりにおける動向

地域を良くしようとする地域活性化活動は、地域の事情に応じて経済の活性化を希求する地域やコミュニティの活性化を希求する地域といったように様々である。活性化という用語が使用されるようになったのは1980年代であるとされており²¹、それ以前のこのような活動は「まちづくり」と呼ばれていた。

まちづくりが法律・行政・制度の用語として定着するきっかけは、1964年の愛知県名古屋市の栄東地区における土地区画整理事業であるとされている²²。この当時は、東京オリンピック開催とあいまって、スクラップアンドビルド型の都市開発が全国で行なわれていた。このような中、栄東地区では、住民が街の将来を考えるための議論に積極的に参加し、住民みずからのまちづくりを主張した際にまちづくりという用語が頻繁に用いられた。その後、まちづくり

¹⁹ 同書、226～229ページ。

²⁰ 中村良夫「子どもたちへのメッセージ」『建築雑誌』日本建築学会、2006年6月号、5ページ。

²¹ 瀬田史彦「学芸セミナー-広域計画と地域の持続可能性～地域活性化の視点から～」学芸出版、2010年。

²² 井口貢「まちづくりと共感、協育としての観光」水曜社、2007年、11～12ページ。

の「まち」が「町」とされ、その後は「街」も使用されるようになった。しかし、漢字を使用することで、区画整理やインフラ整備といったハード面が強調されて受け取られる可能性は否めない。この用語は、上述のように、「まち」を地域住民自らの主体的な活動によって「つく

る」ことを目指していこうとする市民のムーブメントから派生した言葉であり、総合的な地域政策としての親しみやすさから、今日では平仮名表記が多く用いられているのである。

まちづくりの動向を概観してみると、3つの潮流として整理できる。まず一つめは、コンビ

表2 まちづくりの動向

年代	動向	概要
戦後～1960年代	町内会・自治会	講和条約前後の自治体行政を地域の底辺から支えた。
1962年	全国総合開発計画	経済効率を優先させた画一的な開発計画
1963年	革新自治体時代	開発指導要領・環境カルテ等の自主行政による「生活環境施設確保」、「行政主導の住民参加の実践」への取り組み。
1964年	「まちづくり」文言の登場	
	鎌倉住民「古都保存運動」	国の「古都保存法」、自治体「景観条例」制定、住民による「歴史的町並み保存組織」の発足等を生み出す。
	栄東地区土地区画整理事業	愛知県名古屋市の栄東地区における土地区画整理事業を契機に登場。
1965年	住民参加論・公害等反対運動	工場公害、日照・光化学スモッグ・ごみ等の公害、環境保全運動の激化。
1966年	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	継承されるべき古都（鎌倉市・京都市・奈良市、その他政令で指定された市町村）における歴史的風土を保存するための法律。
1968年	都市計画法制定	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与。
1975年	文化財保護法の改正	伝統的建造物群保存地区の制度が発足。市町村が伝統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導・助言を行おう。
1980年	まちづくり条例 まちづくり協議会	市民の「まちづくり提案権」の第一歩（住民による「地区まちづくり計画の案」を市に提出、市長がオーソライズする仕組みの制度化。〈神戸市・世田谷区〉）
1980年	一村一品運動	大分県の全市町村で始められた地域振興運動。大分県知事であった平松彦彦により提唱され、各市町村がそれぞれ一つの特産品を育てることにより、地域活性化を図る。
1985年	まちづくりワークショップ	公共施設のデザインワークショップへの取り組み。〈世田谷区〉
1988年	自ら考え自ら行う地域づくり事業	各市区町村に対し地域振興に使える資金1億円を交付した政策。
1992年	まちづくりファンド	地方自治体がまちづくりセンターを設置し、公益信託ファンドによる住民活動助成を行なう。
1995年	地方分権一括法	住民の直接請求により法定合併協議会の設置の発議制度、合併特例債を中心とした財政支援措置の拡充市町村合併を強力に推進。
1995年	NPO法成立	新しい社会セクター創出、「タテ割り行政」の公益性判断の制約からの解放。
1998年	中心市街地活性化法	商工会議所、商工会、第三セクター機関等をマネジメント機関とした中心市街地における商業まちづくり。
2000年	大店立地法	大型店の新規出店について、生活環境面（交通、騒音、廃棄物、その他）のみからチェック。

出所：坂和章平（2001）²³、井口貢（2007）²⁴、中川幾郎（2011）²⁵ から筆者作成

²³ 坂和章平『まちづくりの法と政策』日本評論社、2001年、261～283ページ。

²⁴ 井口貢、前掲書、2007年、10～14ページ。

²⁵ 中川幾郎『地域自治のしくみと実践』学芸出版、2011年、19～34ページ。

ナート等による工場公害、光化学スモッグ、ごみ公害に対する環境保全運動であり、都市人口急増による生活環境施設の不足に対する住民の要求や改善活動による法整備である。次には、鎌倉住民の「古都保存運動」に代表される国の古都保存法や自治体景観条例制定で、3つめが歴史的町並み保存組織といった活動による、自主規制によるまちづくりである。このようなまちづくりについては、全国総合開発計画以降の動向として表2にまとめた。

まちづくりは、個人でも任意の団体でも地域で始められる「小さな公」の活動であり、このような活動に呼応する自治体では、開発指導要領や環境カルテ等の作成・公表を実施し、行政主導による住民参加の実践に取り組んでいったのである。これらの社会的仕組みは、住民まちづくり活動体の可視化、新たな活動の誘発、多様な活動による住民の絆の多重多層の関係を生み全国に波及していくのである。

そして、「まちづくり条例」や「まちづくり協議会」の自治体制度化に発展し、多様なワークショップが実施されるようになる。その後、1995年の阪神淡路大震災で注目を浴びたボラティアセクターの活動が、議員立法によるNPO法の成立への流れを促し、今日においては、保健、医療、福祉、環境保全、文化、芸術、スポーツ等の17分野におよび、その社会的存在感を増している。

他方、日本におけるまちづくりについて、坂

和は6つの特徴を挙げている。それは、「土地神話」、「スクラップアンドビルド」、「一極集中」、「住民参加の欠如」、「経済的再開発」、「官と民の協調不足」である。これらについては表3にまとめた。そこに示したように、戦後の驚異的な経済成長は、行政主導による経済効率を念頭に置いた画一的で一極集中的な都市開発を優先させてきたことによるものである。そして、その副産物としては、地方格差や官と民の協調不足等が指摘されている。

しかし、前述したような革新的自治体による地域住民との対話や協働によるまちづくりへの取り組みは、着実に全国的な展開をみせており、機動力のある小規模自治体では、まちづくりという概念の中に、ひとづくり、ルールづくり、ハード再整備という三つの次元を取り込み、総合的に対応しようとしている²⁷のである。

このように、まちづくりとは、ハード、ソフト、ヒューマンという地域における資本を組み合わせることによる、新たな価値やネットワークの創出であり、長期的にわたり継続可能な将来につながるイノベーションとして捉えることができる。そこで、次章では、新たなまちづくりの成功事例として、地域に根付いた芸能や文化活動を取り入れ、さらには農業までを含め地域のコミュニケーションやネットワークを構築している、大分市の総合型地域スポーツクラブ「川添なのはなクラブ」を取り上げ検討する。

表3 日本のまちづくりの特徴

特 徴	内 容
1. 「土地神話」	戦後の経済成長期の持ち家政策に関連して登場した「住宅ローン」による地価高騰と生み出し、右肩上がりの土地神話が定着した。
2. 「スクラップアンドビルド方式」	「新しいもの好き」という国民性と、紙と木の文化による。
3. 「東京の一極集中」	効率的な経済成長のため、すべての機能を東京に集めるしかなかった。
4. 「住民参加の欠如」	行政主導による都市開発によって「まちづくりは自分たちのため」という感覚が欠如している。
5. 「経済的再開発」	駅前再開発に例えれば、低層建物を一掃し高層ビルを建造し商業集積ができた。
6. 「官と民の協調不足」	行政主導で行なわれる都市整備、決断力やスピード感に対する住民の不信、苦情対応に追われる行政の苦しさ等による協調不足。

出所：坂和章平『まちづくりの法と政策』²⁶から筆者作成

²⁶ 坂和章平、前掲書、2001年、134～137ページ。

²⁷ 中川幾郎、前掲書、2011年、41～42ページ。

3. 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、多世代、多志向、多種目により地域住民が主体的に活動するクラブづくりを目指し、1995年に文部省施策として展開が開始された。そして、2010年7月現在、2,905クラブが活動している。成功事例はあるものの、その進捗は順調ではなく、2010年までに各市町村に一つ設置する目標は未だ達成されていない。しかしながら、2010年のスポーツ立国宣言においても主要な施策として掲げられ、健康のみならず新しい公共の担い手として期待されている。

本章では、行政と地域・市民が一体となって運営している川添なのはなクラブの事例を検討する。

3.1 事例：川添なのはなクラブ

九州地方の東部に位置する大分県は、大分銀行ドーム（大分スポーツ公園内）でのワールドカップ開催や国際車いすマラソンなどのメガスポーツ・イベントを誘致しており、スポーツ振興に力を入れている。この大分県のスポーツ関連政策は、県教育委員会から行政各部門に発信され、これを受け各部署が事業化を行うという横断的な手法の採用を特徴としている。

大分市は大分県中央部に位置する県庁所在地で、面積は501.28km²、人口473,463人である²⁸。この大分市には43地区にそれぞれ体育協会が設立され、地域スポーツ振興事業が堅実に遂行されている。同市では、市スポーツ振興審議会による「豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくり」の答申を実現するため、市内を5ブロック（同市体育指導委員地区区分）に分け、2003年3月からそれぞれのブロックから一つのモデル地域を選定し、「大分市版総合型地域スポーツクラブ」のモデル事業を実施している。

同市がこの事業を必要とする背景としては、①今後増大する自由時間やゆとりを、市民一人ひとりが主体的に活用し、文化としてのスポー

ツに親しむ主体性の確立、②少子・高齢社会の進展によるコミュニケーションの減退防止、③地域社会の機能低下、具体的には、特定種目チームのメンバーの固定化防止や同市のスポーツ実施率の向上²⁹、が挙げられている。

これらの政策目標の実現を目指す、同市のスポーツ振興基本計画³⁰では、住民がスポーツや地域内の各種事業やイベントに関わることによって、様々な「つながり」を創造できる可能性に期待している。「つながり」とは、人のつながり、地域のごつながり、種目のつながり等、多様なものを指す。これまでの地域におけるスポーツ活動の仕組みは、今以上の新しい「つながり」を創造できる余地があり、総合型地域スポーツクラブの創設に向けた動きの中では、住民間で「自分たちの地域特性はいかなるものなのか」、「クラブをつくるために必要な人的ネットワークはどうすべきなのか」等の様々な議論が行われており、このことは、これまでの地域を取りまく状況やスポーツへの取組みを住民相互で再確認することとなり、ひいては、多くの住民に「地域」の大切さを自覚させることにも繋がる。ここに、総合型地域スポーツクラブ構想は、スポーツの単なる普及・振興だけではない意味が含まれるのである。

現在、2005年の合併以前から総合型クラブに取り組んでいる野津原地区（旧野津原町）NPO法人七瀬の里Nクラブを含め、6クラブが表4に示した内容の活動に取り組んでいる。大分市で特徴的なのは、スポーツのみならず、七瀬の里Nでは百人一首、ひしのみでは英会話、川添なのはなでは和太鼓・アグリー・ひょっとこ、わいわい夢では絵手紙、賀来衆倶楽部では生け花・編み物、といったスポーツ以外の種目が入り入れられている点である。さらに、同市では、2007年度から2009年度まで、スポーツ振興くじ（toto）の活動支援事業等の補助を受け、モデルクラブ事業を展開し、この期間にこれらモデルクラブに対する検証を実施している。その結果、大分市における総合型クラブはスポーツ実施率向上に寄与するのみならず、まちづくりや地域活性に関する効果が高いと確認

²⁸ 大分市ホームページ <http://www.city.oita.jp/>（2010年9月20日閲覧）

²⁹ 大分市教育委員会「スポーツ実態調査」（2009年6月閲覧）

³⁰ 大分市「大分市スポーツ振興基本計画」（2010年4月策定）

された。したがって、文部科学省施策としての総合型クラブ育成事業が終了しても、クラブ育成を同市スポーツ振興計画の中核にすえ、推進していく予定方針がある³¹という。

一方、20年後・30年後の同市のスポーツ環境を考えた時、自治体がスポーツ施設を新たに建設することは困難が予想され、同市の総合体育館で一堂に会してスポーツイベントを行なうことは不可能に近いと考えられる。したがって、各地域にある既存施設を有効活用する住民主導による地域スポーツの構築は、自治体にとってもメリットが大きいのである。また、そこには、スポーツ活動だけではなくコミュニティの活性化や自治体とのパートナーシップを具現化する装置としての役割も期待されるのである。

このような特徴を持つ大分市の中でも、「川添なのはなクラブ」は、地区の全戸が会員となっている（6,777名の会員を有する）こと、クラブハウスを協働で建設したこと、河川敷の提供を受けて会員が共同で整備する芝生グラウンドを確保したこと、アグリー部で生産した野菜をクラブが開催している朝市で販売し財源を確保していること等、ユニークな活動を行っている。そして、この事例には、次に詳しく検討するが、設立にあたって2年間の時間を費やした過程が行政と地域住民の関係を近づけるとともに、クラブ運営を通じて地域内や地域間の交流、それらによる地域の活性化の達成がみられるのである。

3.2 事業概要

クラブの事業内容は、表5に示した通りである。そこには、スポーツ少年団を核とした既存の団体で構成されるスクール部やサークル部に加えて、文化・芸能部とアグリークラブも存在しており、川添なのはなクラブがスポーツとアーツを包含し、地域活性に向けた活動を住民主導によって展開していることが分かる。

このクラブを構成する「文化・芸能部」には、表6に示したように複数の部会が存在する。まず、「技能保存会」は、毎週土曜日の午前中に公民館で活動している。そこでは、指導者である高齢者により、竹細工を中心とした「ものづくり」体験教室が開催され、地域の小学生達がそこで学び世代間交流が行なわれている。つまり、ここでは、地域の文化継承と世代間交流を可能とする活動が実施されていると考えられる。

次に、「和太鼓・子ども和太鼓」は、同クラブの発足と同時にスタートした。毎週土曜日の夕方から地域の子供も達が、夜には大人達が同地区の公民館ホールで活動しており、その活動成果は地域行事の場で披露されている。参加している会員からは、「年齢や地域を問わず参加できる」、「皆で楽しみながら、体力作りと健康増進ができる」、「和太鼓の素晴らしさを知るとともに地域活動に貢献できる」といった評価がなされている。

表4 大分市総合型地域スポーツクラブ育成指定クラブ（2009年度実績）

クラブ名	七瀬の里N	ひしのみ	川添なのはな	わいわい夢	賀来衆倶楽部	おおみちふれあい
設立年	2004年	2007年	2007年	2007年	2008年	2008年
地区名	野津原	金池	川添	東大分	賀来	大道
会員数	789名	180名	6,777名	244名	241名	192名
法人格	○	×	×	×	×	×
特徴	25年構想を策定。企業提携による施設確保。部活動の取り込み。	地の利を生かし、いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる。	地区全員が会員。朝市開催。河川敷グラウンド所有。マイクロバス所有。	小学校体育施設開放業務受託。農園保有。	伝統文化の伝承から多世代交流を図る。	スポーツ・文化活動に取組める環境づくり。
特色種目	百人一首	気功 英会話	和太鼓 アグリー ひよっとこ	絵手紙 夢ボール	柔術 生け花 編み物	バタング ウォーキング

注：スポーツ種目ではないものに色かけをした 出所：大分市教育委員会提供資料を基に筆者作成

³¹ 大分市教育委員会事務局学校教育部スポーツ・健康教育課指導主事河野剛氏からのヒヤリング（2010年3月17日、大分市教育委員会内会議室にて）

表5 活動団体と内容

活動団体	内 容
イベント部	なのはなクラブ主催のイベントの企画・運営
スクール部	川添ソフトボールスポーツ少年団、川添ミニバスケットボールスポーツ少年団 川添新体操スポーツ少年団、新道館空手スポーツ少年団、東陽 FC
サークル部	グラウンドゴルフ、ゲートボール、卓球、ミニバレーボール夢ボール、バレーボール バドミントン、テニス、太極拳、九六位走ろう会、なのはなボウリング愛好会 ケインスタイル（ディスクドッグ）
文化・芸能部	パソコン、ひょっとこ、コーラス、和太鼓・子ども和太鼓、技能保存会
アグリークラブ	日曜朝市

出所：川添なのはなクラブヒヤリング時の提供資料より筆者作成

表6 文化・芸能部、アグリークラブの活動

	活動日時	活動内容	交流活動
技能保存会 (20名)	毎週土曜日 午前中 公民館	指導者は地域の高齢者 子ども達に竹細工を中心としたモノづくり指導	ドイツとのクラブ交流 小学生の郊外学習
和太鼓・ 子ども太鼓 (25名)	毎週土曜日 夕方 公民館	外部から指導者（ボランティア） 地域に根付いていた「お囃子」から現在 に至る	夏祭り 川添ふれあい祭り 川添校区体育祭
ひょっとこ (30名)	毎月第1・第2 土曜日 公民館	近隣都市の日向市と関係の深い大分市で、 「日向ひょっとこ」をアレンジした「川添 ひょっとこ」を創作・展開	川添校区体育祭 川添ふれあい祭り 日向ひょっとこ夏祭り
アグリークラブ (40名)	毎週日曜日午前7時 公民館駐車場にて	高齢農家と非農家中高年の共同作業による 農作物の販売	地域外からの客が増加中

出所：川添なのはなクラブヒヤリング時の提供資料より筆者作成

そして、「ひょっとこ」は、毎月第1・第2土曜日に活動が行なわれ、川添校区体育祭や川添ふれあい祭りといった地域行事に参加するだけでなく、近隣の宮崎県日向市で行なわれている『日向ひょっとこ夏祭り』にも参加し、その意味では地域間交流が積極的に行なわれているのである。

さらに、「アグリークラブ」は、毎週日曜日の午前7時から、川添公民館駐車場で「朝市」を開催している。本来、農業が盛んであった川添地区でも農業の担い手不足が危惧されていたが、地域で畑を持つ高齢者と畑仕事に興味を持つ中高年をクラブが橋渡しし、生産者の顔が見える野菜の生産・販売が行なわれている。

なお、クラブ会員は、活動団体への参加が自由であることから、そこでは分野を問わない活動を複数の団体で行なうことが可能となってい

る。すなわち、この事例には、スポーツと文化・芸能が相互補完しながら、会員へのプログラムが提供されるというクラブ運営の望ましい一つのあり方がみられるのである。

3.3 運営組織とアクター

大分市川添地区は、世帯数1,950戸、人口は6,777人である。大分市内を流れる大野川の東岸に位置しており、55歳から65歳の人口が極めて多く、全体の23%を占めている³²。その理由は1980年代に同地区の山間部の宅地開発が行なわれ、一気に同世代の住民が居住したことによるものである。地域問題として取り上げられることがある既存住民と新興住宅地住民の確執は当初からみられない。これは、複数の業者が宅地売買を行なったのではなく単独の業者で

³² 2008年3月時点（平成17年国勢調査より）

あったため、業者をパイプ役にした既存住民と新興住宅地住民の意思疎通や調整ができたことによるものが大きいのではないかと³³と説明されている。

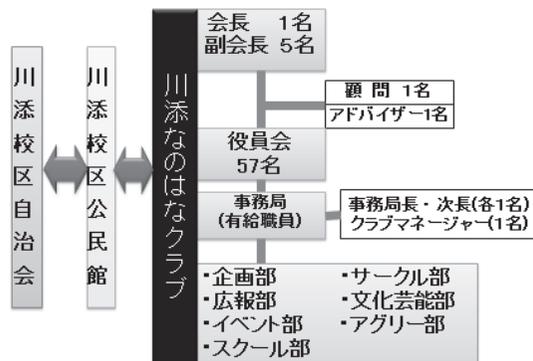
同クラブ設立には、2年を費やし、「全戸会員のクラブ」誕生に向けて同地区体育指導員が中心となり、自治会や公民館に加えて既存クラブ等とのミーティングを繰り返したという。また、地域住民へのアンケート調査が実施され、住民のニーズを把握した上でスポーツ教室の実施や広報活動が行なわれた。この地区内15居住ブロックへの説明会には、設立準備委員とともに、必ず大分市教育委員会の総合型クラブ担当者が同行し、クラブの必要性を訴え続けたとのことである。

同クラブが目指すものは、①すべての地域住民が対象（地域住民の目線に立ち、なおかつ、参加ではなく参画・協働の活動）、②会員の意見・要望を取り入れた運営（地域に住む人が発案し、知恵を形に変えていくという意識の変革）、③日常的・継続的な情報の共有化（広報紙・ホームページ等で情報を公開し、住民の意識を高める）、の3点にある。そして、意思決定は、競技スポーツ団体を統括する体育協会や、各市町村の教育委員会が委嘱する体育指導員といったスポーツ関係者だけでなく、公民館や自治会と

の連携によってなされている。

一般に、総合型クラブを設立する際に課題となるのは、活動拠点となるクラブハウスや体育館、グラウンドの確保である。この地区では、「みんなで創ろう！」を合い言葉として、2005年に公民館敷地内の空きスペースにクラブハウスを建設業・電気工事業・水道配管業等に従事する地域住民の連携で完成させている。加えて、土地の利用に関しては、大分市と綿密な調整を行った上で大野川の河川敷を地域住民の手で整備し、クラブ所有のグラウンドも完成させている。

このクラブの合言葉は、「まず、やってみよう！失敗したらそのとき考えよう！」³⁴とのことである。クラブハウス建設や河川敷グラウンド整備については市との良好な関係を構築し、土地や芝生の提供を受けている。その上で、クラブ役員や有志による自前の施設を完成させた。これらに見られるように、従来存在した地域住民と市政との上意下達的な関係を、クラブがパイプ役の機能を果たし改善に向かわせたといえる。この積極的な姿勢とパワーは、広く地域住民のさらなる合意形成を得ることに繋がり、今日においては図1のような大規模な組織となり活動している。



出所：川添なのはなクラブヒヤリング時提供資料より筆者作成

図1 川添なのはなクラブ組織図

³³ 川添なのはなクラブ会長児玉隆成氏からのヒヤリング（2010年3月17日、同クラブハウスにて）

³⁴ 川添校区杵河内自治会長、川添なのはなクラブ顧問、同クラブ初代会長今村文一氏ヒヤリングによる（2010年3月17日、同クラブハウスにて）

4. 望ましいまちづくりの方向性

以上、ここまでは、まちづくりやまちづくりに寄与する総合型スポーツクラブの事例を検討してきた。そこで、本章では、それらの成功を支えたと考えられる多様性と共創、スポーツとアーツの関係性について分析し、最後に今後のまちづくりの方向性について検討を行う。

4.1 「多様性」と「共創」

川添なのはなクラブは、地域全戸がそれぞれ年間1,000円の会費を負担するという、全国でも珍しい総合型クラブである。2009年度の収支決算では、市の補助金やスポーツ振興基金助成金を除く収入が約400万円あり、そのうち、広告料や寄付金が約140万円となっている。このことは、このクラブの認知度や広報紙の効果の高さが示されており、活動に対する賛同や期待の現われであると考えられる。

そこでは、各クラブやサークル活動の一環として地域外クラブとの交流が大きな目標となっているが、交流にはクラブの専有バスが輸送手段として活躍している。このバスについては、次のような経緯がある。大分県からのマイクロバスの払い下げの通知が大分市にあり、大分市教育委員会から同クラブへも打診があったとのことである。事務局長がすぐに手を挙げ、数度の選考会を経て、クラブ専有バスが誕生する。そして、このバスは、地域住民の冠婚葬祭や地域行事開催時の「足代わり」として活躍している。利用回数は年間50回を超えており、維持

費を差し引いてもクラブの収入としては大きな存在であり、広い地区内とイベント会場との橋渡し役としても重要である。

同クラブの設立による地域の変化については、表7にまとめた。そこに示したように、学校開放事業を同クラブが受託したことで、既存サークル間にコミュニケーションが活発化し、使用施設の環境美化に対しても配慮する意識が芽生えている。定期的に発行されるクラブ広報誌では、クラブ情報にとどまらず、地域の行事や防犯・防火意識の啓発記事等も取り上げられ、地域情報入手の一手段として活用されている。

特徴的な変化は、同クラブが存在することにより、これまで関係構築が困難であった世代間交流や農家と非農家の交流、文化・芸能活動とスポーツ活動の融合が可能になったことである。さらには、グラウンドやクラブハウス建設におけるクラブメンバーや自治会、保護者の共同作業が機会となり、ボランティア意識の高まりや運動会やお祭り等の地域行事への参加者が増加する等の成果が出ている。

運営実務担当者自身も手応えを感じ、同クラブのマネージャーは「主役は地域。自治会や公民館といった地域住民と行政が共通の夢である“活気ある川添”の実現に、なのはなクラブ役員や体育指導委員が協力を惜しまず、一緒になって盛り上げてくれた」³⁵といい、事務局長は「スポーツをする人だけが元気でいいのではなく、家族や地域みんなが元気でなくては健康な町にはならない」³⁶というのである。

このような川添地区での地域変化について、大分市は、川添なのはなクラブの設立・運営に

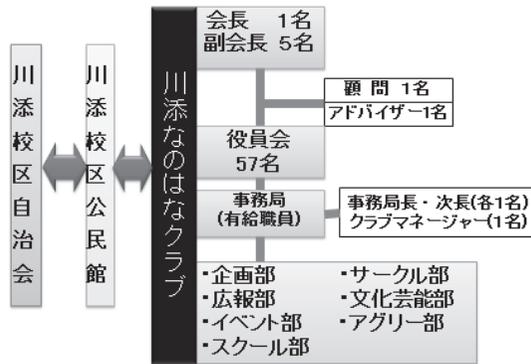
表7 なのはなクラブ設立による地域の変化

	内 容	詳 細
1	地域住民の意識の変化	ボランティア活動参加率向上・地域行事参加率向上
2	施設運営の効率化とサークル間交流	学校開放事業受託・サークル間の融和
3	施設の整備・管理意識	グラウンド整備や年1回の大掃除参加率向上
4	情報共有	クラブ誌にて地域トピックス紹介
5	他団体への共同要望	自治会・公民館・体育協会の連携
6	スポーツ参加率向上	各教室の継続実施による

出所：川添なのはなクラブヒヤリング時の提供資料から筆者作成

³⁵ 岩本とみ代氏、川添なのはなクラブマネージャー（有給職員）、ヒヤリングによる（2010年3月17日、同クラブハウスにて）

³⁶ 柴田和己氏、川添なのはなクラブ事務局長、ヒヤリングによる（2010年3月17日、同クラブハウスにて）



出所：筆者作成

図2 川添なのはなクラブ

表8 質的なプロセス分析に基づくなのはなクラブの評価

質的なプロセス分析の評価項目		なのはなクラブの評価	
統合性に関する評価	プロジェクトの統合性	インフラ基盤の利用統合性	小学校、公民館の利用に加え、会員が協力しクラブハウスやグラウンドの整備
		目標集団に対する統合性	設立までに2年を費やし住民のニーズを把握し、スポーツにとどまらず文化・芸能部、重グリー部など多様な目標集団が統合
		テーマ構成の統合性	スポーツの普及のためのスクール運営と楽しむためのサークル部、伝統芸能保存のための文化・芸能部、農家・非農家の交流を目的としたアグリ部（朝市による自主財源確保という果実あり）など多様なテーマ
		予算や支出に対する統合性	全戸年間1,000円の負担で決算内容は毎年決算内容を報告、アグリ部による自主財源確保
		コミュニケーションの統合性	定期的に広報誌による各クラブの活動内容等について報告、複数のクラブの加盟を認めており種目間・部門間のコミュニケーションが活発
	参加関係者の統合性	住宅化による新住民と旧住民、農家と非農家など多様な職業の人々が参加	
シナジー効果による価値創出		協働性	行政、自治会、体育協会、スポーツ団体など地区内の多様な団体の関わり
		新たな分野への発展	非耕作地を利用し農家の指導を受けたアグリ部が定期的な朝市開催により自主財源確保と地域の名物になり他地区からの集客と賑わいづくり
		目的の複合性と付加価値	農家・非農家の融和を目的としたアグリ部が、得られた農作物を朝市にて提供することによる地域の名物誕生と収益確保
		調整や共有による効率性	自治会・公民館・体育協会の連携、学校開放事業受託・サークル間の融和、共同でのクラブハウスの設置やグラウンド整備
調整協力体制関連の評価	地元のローカル・パートナーシップの構築	行政、体育振興会、既存のスポーツクラブ、農業者・非農業者、小学校、自治会、公民館など地域のネットワークによるパートナーシップの構築	
	行政内・異なるレベル間のパートナーシップの構築	公的セクター（行政・学校・公民館）と多様な市民（農家・非農家、新住民・旧住民など）によるパートナーシップ構築	
	異なる関係者間のネットワーク構築	異なる世代間の交流、農家と非農家の交流、文化・芸能活動とスポーツ活動の融合	
継続性の確保に関する評価		確実に成果を獲得したことにより、totoの補助金打ち切り後も、大分市の重点施策としての実施決定	

出所：室田（2010）164～170ページを筆者が作表し、クラブの評価を記入。

関する手法が行政と市民の協働による地域活性化に繋がっており、「新しい公共」を担う具体例として高く評価している。

このように、総合型クラブである川添なのはなクラブが、コミュニティの基盤として機能していることが判明した。これは視点を変えると、図2に示したように多様な主体が関わった地域コミュニティの共創過程であると捉え直すことが可能である。つまり、総合型地域スポーツクラブは、種目ごとに結束型のソーシャル・キャピタルを形成していたスポーツクラブを統合することにより、地域に開かれたスポーツクラブに変化し、ネットワークやコミュニケーションが活発化し地域活性化の触媒となったと考えられるのである。

オーソドックスなコミュニティ・マネジメントの評価方法である質的なプロセス分析は、プロジェクトの実態把握や協力体制、活性化の状況に重点を置いたもので、①統合性に関する評価、②調整や協力体制に関する評価、③継続性の確保に関する評価から構成されている³⁷。

この評価項目を整理し、なのはなクラブについての評価を整理したものが表8である。

そこに示したように、多彩なテーマ構成を統合したプロジェクトやアグリー部に代表される新たな分野への発展によるシナジー効果、また、スポーツ関係者のみならず自治会や農業者ならびに非農業者とのパートナーシップの構築、そして、これらによって可能となった世代間交流や文化・芸能活動とスポーツ活動との融合等がクラブの特徴として評価できる。

このように、地域社会におけるパートナーシップやネットワーク構築には、分野ごとに形成されてきた結束型のソーシャル・キャピタルから、多様なアクターによる連携である橋渡し型ソーシャル・キャピタルへのパラダイムシフトと、その連携から生み出される共創への芽生えがみえるのである。

本項では、事例として総合型クラブを取り上げ、当該地域の文化である「ひよっこ」や「和太鼓」等といったパフォーマンス・アーツとス

ポーツの融合について検討してきた。この融合は、スポーツとアーツそれぞれが持つ特徴の類似性によるところが大きいと考えられることから、次項ではスポーツとアーツの関係性について検討する。

4.2 スポーツとアーツの関係性

スポーツは、ラテン語の *deportare* が語源とされ、*de* (away) と *portare* (carry) の二語からなり、あるものを他の場所へ移すという意味から転じたとされる。つまり、心の不安を体を動かして取り除くことがスポーツであり、人々は、スポーツを気晴らしや楽しみのために行うようになったのである。

多木 (2006) は、近代スポーツの一つの特徴を、身体の闘争であるにもかかわらず、そこから暴力的な要素を除き、身体の振る舞いに対してある規則を課したことにあるとする。闘争ではあるが、相手を傷つけてはならないし、ましてや死に至らしめてはならない³⁸ のである。つまり、例えば、ストリート・ファイトとボクシングの違いはまさにルールが存在するか否かにあり、ここから、スポーツマンにはルールを守る人とのイメージが付加されていくのである。また、負けて学ぶという表現に象徴されるように、スポーツが単に競技における勝敗を求めるものではなく、人間社会のあり方を求め、そのための社会規範の形成と人間性の鍛錬を目的としていることがスポーツの本質であるといえるのである。

オモーフ・グルーベ³⁹ は、「身体の経験と自己の人格の経験」、「健康と安寧」、「興奮と緊張」、「他人との結びつき」、「物質」の経験および自然との交流、「美意識とドラマ性」、「プレイ動機」を挙げ、スポーツは直接的、日常的に生を実感させてくれるとともに、人びとにとって重要な経験を単純かつ自然な形で経験できるようにすると説明している。

ヨハン・ホイジンガ⁴⁰ は、人間を何よりもまず「遊ぶ存在」と捉え、「人間の文化は遊びの

³⁷ 室田昌子『コミュニティ・マネジメント』学芸出版社、2010年、164～170ページ。

³⁸ 多木『スポーツを考える—身体・資本・ナショナリズム—』筑摩書房、2006年。

³⁹ オモーフ・グルーベ著、永島博正他訳『文化としてのスポーツ』1997年、ベースボールマガジン社。

⁴⁰ J. Huizinga, *Homo Ludens*, 1938. (高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』1963年、中央公論社、11ページ。)

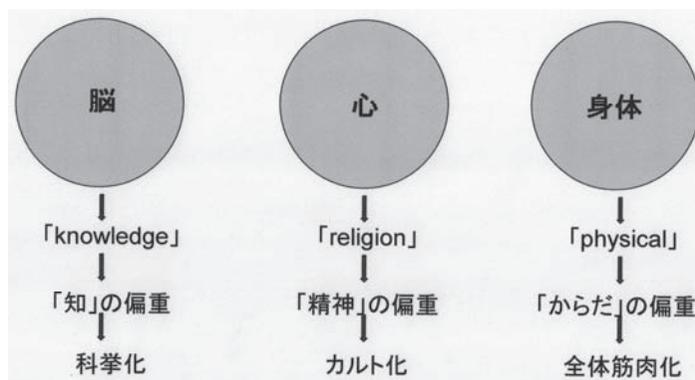
中で、遊びとして、発生し展開してきた」と論じる。そして、遊びの「本質的な二つの相」として「闘争」と「表現」を挙げている。それは、スポーツにみられる「何かを求めての闘争」か、あるいは演劇等にみられる「何かをあらわす表現」であると指摘する。

一方、アーツにもスポーツと同様に精神的な充足感を与える作用が存在していることが確認されている。地域特有のパフォーミング・アーツである伝統芸能や伝統技能は、その地域の風土を反映した文化であり、社会を構成する人々によって、習得・共有・伝達される行動様式である。アーツは、イポリット・テヌス⁴¹による「作り手と受け手とともに包み込んでいる『精神と習俗の一般的状態』が芸術を決定する」という主張にみられるように、「技巧を駆使して創造・表現しようとする人間活動やその作品である」⁴²と説明される。

このようなアーツの活動は、近年著しく盛んになっている。その内容は、これまでの既存の美術館のように所蔵する芸術作品を管理し、交代に展示するというものではなく、石川県金沢市の「金沢21世紀美術館」のようにコンテンポラリーアートを中心にした新しい展示に変化している。そして、その方式は市民に受け入れられ、アーツがより身近なものになっていくと

いう好循環をもたらしている。

また、シルク・ドゥ・ソレイユというカナダのモントリオールに本部を構える表現集団がある。日本語に訳すと「太陽のサーカス」となり、一昔前でいうならサーカス団の興業ということになる。しかしながら、この公演は各国で高い評価と評判を得ており、その内容は、これまでのサーカス興業のように、単に空中ブランコや綱渡りといったような身体的な技術をみせるのではなく、歌や音楽がテーマとストーリーに基づき生演奏で進行され、社会からは、芸術性の高い作品として支持されており、マーケティング上でも新たな価値やマーケットを構築したブルーオーシャンであると高く評価されている。すなわち、これは、アスリート、歌手、演奏家、照明等の専門家や企画演出家といった多様な専門家が、舞台という場で融合して新たな価値を共創し、観客に感動を提供する過程であると考えられる。この点について、W・チャン・キムとレネ・モボルニュ（2005）⁴³は、シルク・ドゥ・ソレイユは演劇やパフォーマンスに関する既存の知識や技術を組み替えて、よりよいサーカスを生み出そうとしたのではなく、買い手にとっての価値を組み換えて、サーカスの楽しさやスリル感と舞台芸術の理知的な洗練さを結びつけることで、新たなエンターテインメン



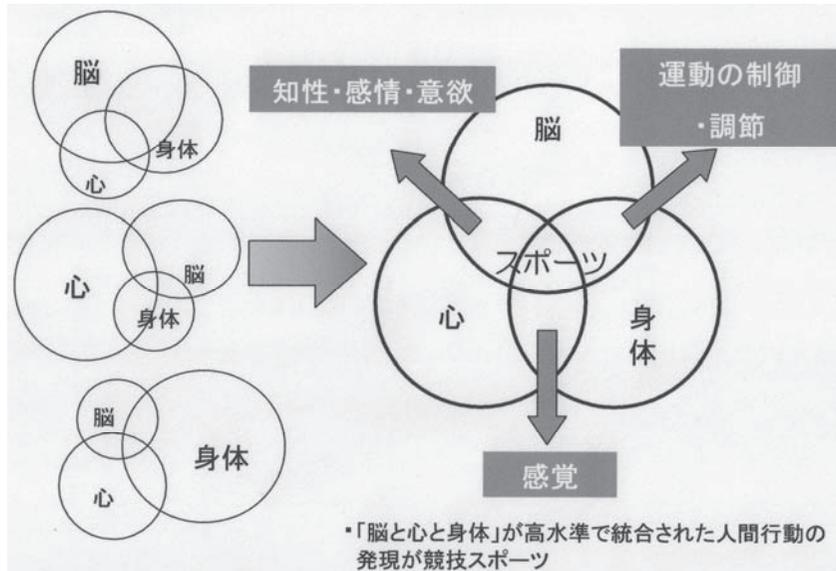
出典：横山・来田編著「ライフスキル教育」18ページ。

図3 「人間の構成要素」

⁴¹ 井上俊著「芸術社会学の形成」『悪夢の選択』1992年、筑摩書房。

⁴² 三省堂「大辞林（第三版）」2006年。

⁴³ W・チャン・キム、レネ・モボルニュ、有賀裕子訳「ブルーオーシャン戦略」ランダムハウス講談社、2005年、279ページ。



出典：横山・来田編著「ライフスキル教育」18～19ページ。

図4 「脳－心－身体の高水準の統合体」

トを創造したと評価している。

人間の行動としてのスポーツとアーツの関係性に関しては、横山ら⁴⁴による「人間の構成要素」がある。これは、図3に示したように、人間を作る基本要素を3つに大別しており、一つは「身体」という肉体そのものを指し、この偏重は、健全な思考や感受性の放棄につながる。もう一つは、「脳」、すなわち知性や頭脳と呼ばれる知識や思考能力であり、これが行き過ぎると、例えば偏差値という数値のみで人間を評価するというような弊害をもたらす。さらに、もう一つは、「精神、意思、意欲」と言い換えることができる「心」を指す。精神ばかりが強調されれば、スポーツ場面でよく見受けられる極端な根性主義・精神主義となる。

身体、頭脳、心は互いに影響を及ぼしあいながら、それぞれ独自の機能を果たしているのだが、図4に示したように、これら3つが高いレベルでバランス良く重なった状態がスポーツであり、このことはアーツにおいても重要となるのである。

このような意味においては、スポーツとア

ーツは、高度な技術を必要とし、伝統や風習を反映させた表現や演出により、人々に感動や安らぎを与える存在として我々の生活を支え、人生の本質を感じさせてくれるものであるということができ、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等の民俗文化として存在しているのである。

本項では、スポーツとアーツが、多様なアクターにより成立していることを明示した。このことは、多種多様な地域住民が関わって持続可能性を高めていかなければならない「まちづくり」との関係性が大きいと考えられることから、次項では多様性と共創に注目したまちづくりのあり方について論ずる。

4.3 今後のまちづくり

今日までのまちづくり施策では、一村一品運動、地域のブランド化、コミュニティビジネス等の議論が繰り返されてきたが、まちの魅力は一朝一夕に創り出せるものではない。これには、古きものを磨くにしても新しいものを創りだすにしても時間をかけ、生活や文化と調和し、持続可能性に着

⁴⁴ 横山勝彦・来田宜幸編著「ライフスキル教育」昭和堂、2009年、17～19ページ。

眼したものであることが重要である。

したがって、ハード面に限定されたり、ソフト面に偏重するといった施策ではなく、ソフトとハードの組み合わせによる持続可能性を高めた新たな価値の創造に、今後のまちづくりの手掛かりがありそうである。

都市運営という政治行為を、中村（2010）は、2つの責務から説明する。まずは、福祉、安全、効率といった実務的徳目を果たすこと、つぎは、人心収攬の方法としての都市儀礼あるいは意匠、祝祭的な文化表現を育むことであるという。そして、前者が都市の存在条件を保証し、後者が存在理由としての文化を育むとするが、日本の戦後都市は、生産効率と民主主義の名の下に、その第2の責務をほとんど忘却してきた⁴⁵と指摘するのである。

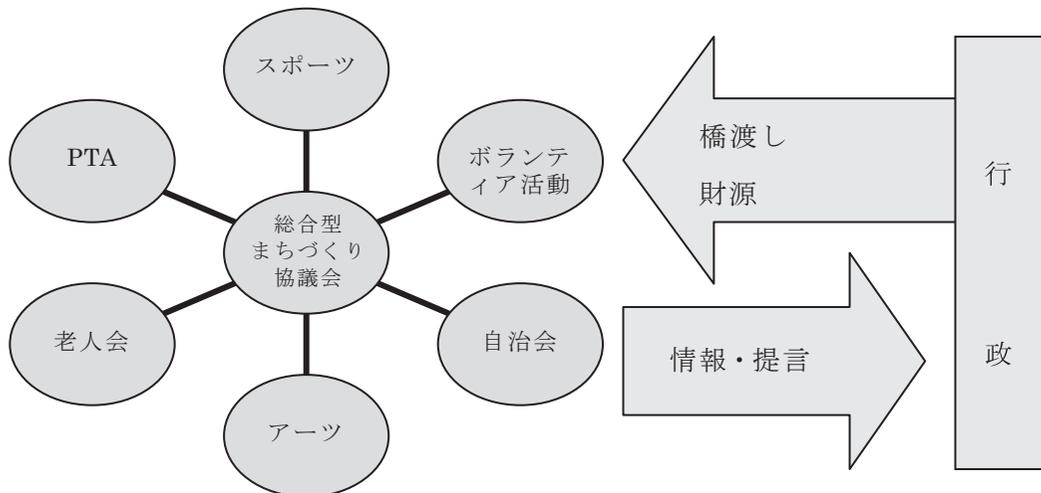
その意味では、まちづくりは、行政主導による同質化・均一化から、調和・進化・創造型へと変化したと指摘できる。つまり、行政のみならず、その地域に住む人が誇りを持つことができ、一度訪れた人が再び訪れたいくなるまちづくりへと変容したのである。

前述したように、まちづくり3法の改正によるコンパクトシティへの政策的誘導もあった

が、地域の実情に応じたまちづくりは、行政のゴリ押しでなく住民のわがままでもない、その地域に結集する力すべてが働いてこそ発揮されるものと考えられる。したがって、ハードの再整備だけであるとか、住民だけのパワーが地域力であるかのような解釈はすべきではなく、その地域に対して自治体も責任を持って力を入れない限り、良い地域力は出てこないことを川添なのはなクラブの事例が示している。

そこで、多様性と共創を核としたまちづくりについてのモデルを図5に提示する。そこに示したように、まずは、地域で活動する多彩なアクターの橋渡しを自治体が担当し、「総合型まちづくり協議会」を設立するのである。

総合型クラブの理念や約款には、地域スポーツ活動に対する言及が多くみられるが、さらに多彩な活動を地域で行なう住民を主体として捉え、まちづくりへの「場」としての総合型クラブのあり方も明記されるべきだろう。このことで、地域資源や地域事情に応じた地域活性に関する提案が、ボトムアップ型的意思決定によってなされていく。たとえば、まちづくり協議会が総合型クラブへと発展した場合の行政セクターのメリットについて、伊藤ら⁴⁶は、子ども



出所：筆者作成

図5 多様性と共創を核としたまちづくり関係図

⁴⁵ 中村良夫『都市をつくる風景—「場所」と「身体」をつなぐもの』藤原書店、2010年、304ページ。

⁴⁶ 伊藤克広・山口泰雄「総合型地域スポーツクラブの形成過程とマネジメント課題—「加古川スポーツクラブ」のケーススタディー」『神戸大学発達科学部研究紀要』（神戸大学）第8巻第2号、2001年、109～121ページ。

から高齢者までが気軽にスポーツを楽しむようになり、元気な高齢者が増え医療費の削減につながる、スポーツ施設の管理運営をクラブに委託することで細やかな施設使用の調整が可能になり、効率利用が図られる、スポーツイベントや施設の管理運営を委託することでその予算を減らすことが可能になり、スポーツ振興予算を有効に活用することが可能になる、と説明している。

これらに加え、多彩なアクターによって生み出される総合型クラブでは、これまでのようなスポーツ分野の教室やサークル活動ならびにイベントだけに止まらず、企画・事業に参画する地域住民・団体・自治体が個々の技能・能力によって活動の多様性を担保できる。これらのことから、地域住民は、総合型クラブを通して人が集い、文化交流の場が生まれ、まちづくりに参画しやすくなり、新しい発想のまちづくり手法が見出される等といった、「共創」の場づくりとして大きな役割を担うことができる。

しかし、行政セクターが地域活性に関する財源を捻出するには限度がある。したがって、このモデルの財源は、総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金の他、自治体が策定している総合振興計画による予算からの捻出やまちづくりに関する助成金等を財源とする。よって、このモデルは、総合型クラブの目指す理念を超えた地域住民主体のまちづくりに繋がり、これまでサービスの受け手であった地域住民が、サービスの生産・供給・享受へと変化していく共創の場となることに加えて、中央省庁に代表される「セクショナリズム」を打開する地域における活動の一つでもあるといえる。

本小論で取り上げた事例のように、スポーツやアーツ等といった地域資源が触媒となり、自助と共助と公助と一緒に作用し化学反応が起きた結果が「地域力」と評され、その意味では、住民と自治体のパートナーシップによる新たな価値の多様な共創過程がエンパワーメントの向上に寄与していると考えられるのである。

5. おわりに

真に個性豊かな地域社会を形成するためには、行政は地域住民に情報や計画を公開し、対

話を繰り返しながら、同時に地域プランナーとしての政策形成能力や経営的資質の向上を高めていくことが求められる。つまり、行政組織には、コミュニケーションにより地域の人々の理解を深め共感を得て、地域の人々による人づくり、体制づくり、仕掛けづくりを支援していくというファシリテーターやプロデューサーとしての機能が求められるのである。

しかし、地域活性化に関わる施策は、いわゆるまちづくりについては総務省が所管し、前述した総合型クラブは文部科学省、プロスポーツについては経済産業省、施設については国土交通省が所管するといった、いわゆる縦割りの状況にある。

この意味では、川添地区における全戸加入制度を採用した総合型クラブづくりは、地域にも存在するセクショナリズムを打破し、スポーツ活動を中心としつつも地域の伝統芸能等も取り入れ、自治体との協働による多様な地域住民を主体にした地域活性化施策の一つとして評価できる。

本小論では、総合型クラブの事例を中心に考察を行なった結果、地域の多様なアクターによるネットワークが、総合型クラブを場とした共創の過程を生み出していることについて、定性的に確認することができたと考えているが、今後の課題としては以下の2点が挙げられる。一つめは、この事例における地域の変化に着眼した地域住民へのアンケート調査やネットワーク分析を実施し、定量的な解析を行なう必要性であり、もう一つは、地域社会の一員である地域住民が、地方行政との協働によるまちづくりを進めていく過程を、コミュニティ・ガバナンスやソーシャル・キャピタルという視点から注意深く分析検討を重ねていく必要性である。

参考文献

- 荒井貞光『クラブ文化が人を育てる一学校・地域を再生するスポーツクラブ論一』大修館書店、2003年。
- 荒木俊之『「まちづくり」3法成立後のまちづくりの展開』『経済地理学年報』第51巻、2005年。
- 井口貢編著『まちづくりと共感、協育としての観光』水曜社、2007年。
- 井上俊著『芸術社会学の形成』『悪夢の選択』筑摩書房、1992年。

- ウード・クルターマン『芸術論の歴史』神林恒道・大田喬夫(訳)、勁草書房、1993年。
- NPO法人クラブネット『ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ』大修館書店、2002年。
- 大分市教育委員会「スポーツ実態調査」2009年。
- 大分市「大分市スポーツ振興基本計画」2010年。
- オモーフュー著、永島惇正他訳『文化としてのスポーツ』ベースボールマガジン社、1997年。
- 海道清信『コンパクトシティ持続可能な社会の都市像を求めて』学芸出版社、2001年。
- 黒須充・水十博司編著『ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ』大修館書店、2002年。
- 黒須充編著『総合型地域スポーツクラブの時代—部活とクラブの協働—』創文企画、2007年。
- 国土交通省社会資本整備審議会答申『新しい時代に対応した都市計画はいかにあるべきか。(第一次答申)』2006年。
- 国土交通省「社会資本整備総合交付金の基幹事業(市街地整備分野)」「都市再生整備計画事業」「まちづくり交付金の概要」2010年。
- 小林真理・片山泰輔『アーツ・マネジメント』水曜社、2009年。
- 坂和章平『まちづくりの法と政策』日本評論社、2001年。
- 佐々木雅幸『創造都市への展望—都市の文化政策とまちづくり—』総合研究開発機構編、学芸出版社、2007年。
- 三省堂『大辞林(第三版)』2006年。
- 清水博『場の共創』NTT出版、2000年。
- 多木浩二『スポーツを考える—身体・資本・ナショナルイズム—』筑摩書房、2006年。
- 中川幾郎『地域自治の仕組みと実践』学芸出版社、2011年。
- 中嶋大輔『総合型地域スポーツクラブの再構築—京都府南丹市を事例に—』同志社大学大学院総合政策科学研究科修士論文、2010年。
- 中村良夫「子どもたちへのメッセージ」『建築雑誌6月号』日本建築学会、2006年。
- 中村良夫『都市をつくる風景—「場所」と「身体」をつなぐもの』藤原書店、2010年。
- 室田昌子『コミュニティ・マネジメント』学芸出版社、2010年。
- 柳内久俊『コンパクトシティの創造—金沢市、富山市の挑戦』日経研月報、21010年。
- 山口泰雄『地域を変えた総合型地域スポーツクラブ』大修館、2006年。
- 横山勝彦・来田宜幸編著『ライフスキル教育』昭和堂、2009年。
- J.Huizinga, *Homo Ludens*, 1938. (高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』中央公論社、1963年。
- 文部科学省『「総合型地域スポーツクラブ」育成マニュアルクラブづくりの4つのドア』株式会社アドスリー、2002年。
- 文部科学省生涯学習局、文化庁文化部、文化庁文化財部「地域プライド創発による地域づくりのあり方に関する調査—地域固有の歴史的精神文化を軸とした地域プライドの創発—」平成18年3月。
- 文部科学省スポーツ・青少年局「平成20年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」2009年。
- 松野光範・横山勝彦「コミュニティ・ガバナンスによるまちづくり—昭和新年国際雪合戦大会を事例に—」『同志社政策科学研究』(同志社大学)第11巻第1号、2009年。
- 矢作弘『大型店とまちづくり—規制進むアメリカ、模索する日本—』岩波新書、2005年。
- 山崎正和「生活文化としてのスポーツ」サントリー不易流行研究所編『スポーツという文化』TBSブリタニカ、1992年。
- 旭山動物園ホームページ <http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/> (2011年9月15日閲覧)。
- 大分市ホームページ <http://www.city.oita.lg.jp/> (2010年9月20日閲覧)。
- 上勝町「いろどり事業」ホームページ <http://www.irodori.co.jp/> (2011年9月15日閲覧)。
- 国土交通省東北整備局の「コンパクトシティの推進」
http://www.thr.mlit.go.jp/syourai/pdf/03_02_06.pdf (2011年8月31日参照)。
- 仙台市が目指す都市づくりの考え方 (2011年8月31日参照)。
<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/ewline/pdf/houshin04.pdf>
- 財団法人日本体育協会「21世紀の国民スポーツ振興方策」(2011年8月31日参照)。
<http://www.japan-sports.or.jp/about/pdf/21century2008.pdf>
- 成岩スポーツクラブ <http://www.narawa-sportsclub.gr.jp/socio/> (2010年7月20日参照)
- 大分市教育委員会事務局学校教育部スポーツ・健康教育課指導主事河野剛氏からのヒヤリング (2010年3月17日、大分市教育委員会内会議室にて)。
- 川添なのはなクラブからのヒヤリング (2010年3月17日・2011年4月7日、同クラブハウスにて)。